

最新判決情報

2015 年
〔7 月分〕

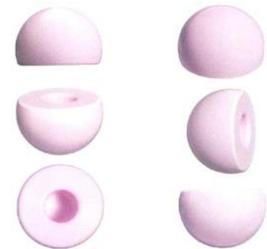
○インプラント図形商標・立体商標事件

知財高裁 H27.7.16 H27(行ケ)10002,10003 審決取消請求事件(富田善範裁判長)

第 10 類「骨接合術用インプラント」他を指定商品とする図形商標(右上)と立体商標(右下)が識別性なしとして法 3-1-3 号に該当し、3 条 2 項の使用による識別性も否定されたため、当該審決の取消しが求められた事案である。両商標とも国際商標登録出願である。



人工股関節などに用いられるヘッドと称するインプラントの一般的な形状は、一部を平らにした半球状で、球状部分の反対側にくぼみを有するという特徴があり、判決においても、本願商標は同様の特徴を有するとして識別性が否定されている。



問題は 3 条 2 項の使用による識別性であるが、原告は原告商品が累計 800 万件以上の臨床実績があり、シェアが 80% 以上あることや、欧州医療用品供給業者団体による統計などを主張立証した。

しかし、判決では、これらは海外での実績であって、日本市場における販売実績やシェアについて具体的な立証はないとして、使用による識別性を否定し、審決を支持した。

○加護亜依事件

知財高裁 H27.7.30 H26(行ケ)10057 審決取消請求事件(清水節裁判長)

第 41 類「演芸の上演」他を指定役務とする登録商標「加護亜依」(標準文字)が不使用取消審判により登録が取消されたため、当該審決の取消しが求められた事案である。

ネット情報によると、元モーニング娘のメンバーの「加護亜衣」の名前が、元事務所(商標権者、原告)の名義によって商標登録されていたため、同女が新しい事務所(不使用取消審判請求人、被告)に移籍した後も、「加護亜衣」の名前を使用できなくなったとのことで問題になっていたようである。

そこで、新しい事務所が、旧事務所が所有する登録商標「加護亜衣」に対して、過去 3 年の間、「加護亜衣」が第 41 類の芸能活動について使用されていなかったとして、不使用取消審判を請求した。

不使用取消審判において、旧事務所商標権者側では、加護亜衣がアメリカ留学していた当時の情報サイトを使用証拠として提出したが、そこに「エンターテイメント」との記載はあるものの、「音楽」又は「芸能」に関するものではなく、また使用された表示も「加護亜衣」ではなく、「加護ちゃんの」のようなものであったため、商標の同一性や役務の同一性が否定され、また不使用についての正当な理由もないとして、登録が取り消された。

そこで、原告商標権者側は、本件審決取消訴訟を提起したが、原告は、訴状、準備書面において審決の認否を明らかにせず、取消事由も主張せず、具体的な主張立証を行なわなかった。

したがって、裁判所は、本件請求は明らかに理由がないとしながらも、さらに取消審判の一件記録をも審理し、違法な点はなかったとして、審決を支持し、原告の請求を棄却した。

しかし、当事者主義、弁論主義からいって、前半部分で取消請求を理由なしとしながら、さらに裁判所が審決を職権で審理する必要があるのであろうか、あるいは法的に問題ないのであるか。

たとえば、弁論主義で理由なしとしながらも、職権で審決を審理し、違法性があった場合、原告が主張していない理由により、審決が取消されてしまうのか、という問題である。

なお芸名が商標問題になった古い事件では、**加勢大周事件**(東京地裁 H3(ワ)10522)がある。